

令和4年度 久万高原町プレミアム付商品券発行事業実施要領

1 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の売上回復及びコロナ禍で疲弊した地域経済の活性化のため、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を実施する。

2 事業概要

(1) 購入対象者

久万高原町に住所を有する者

(2) 商品券

販売額 1冊5,000円（額面 1冊7,000円）

3 業務内容

- (1) 町民への周知（自治会文書回覧又は町広報掲載、防災無線、町HP）
- (2) 商品券の作成・管理・取扱店舗募集
- (3) 商品券の販売
- (4) 商品券の換金 等

4 事業主体

- (1) 上記3（1）については、久万高原町が実施する。
- (2) 上記3（2）から（4）については、久万高原町、久万高原町商工会及び関係機関で久万高原町プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、久万高原町プレミアム付商品券発行事業を実施する。
なお、実行委員会の設置に必要な事項は別に定める。

5 商品券の概要

名称	久万高原町プレミアム付商品券
発行総額	1億500万円 (7,500万円+プレミアム分3,000万円)
プレミアム率	40%
取扱参加店	町内に事業所を有し、町内で小売業・サービス業等を営む事業者又は町内で移動販売を行う事業者で、取扱事業所として登録された事業者
プレミアム負担額	3,000万円
発行冊数	15,000冊
購入限度冊数	1人あたり4冊まで
1冊あたりの額面総額	7,000円（販売価格5,000円） ※購入回数は1人1回限り
1冊あたりの構成	1冊あたりの額面 500円の商品券 14枚 ※表紙1枚、裏表紙1枚、合計16枚綴り

1冊あたりの使用区分	共通券 500円×8枚 限定券 500円×6枚 ※登録事業所のどこでも使用できる「共通券」と指定店舗のみでしか使用できない「限定券」の2種類を発行 ※指定店舗とは・・・スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア以外の店舗。ただし、町内で活動する移動販売は指定店舗扱いとする
使用期間	令和4年6月1日から令和4年10月31日
販売期間	令和4年6月1日から令和4年10月20日
販売場所	久万高原町内の各郵便局 道の駅天空の郷さんさん 道の駅みかわ 久万高原町まちなか交流館 ※販売開始当初は役場本庁でも臨時販売を行う予定
対象外商品	次の該当するものは対象外 ①ビール券、たばこ、図書券等の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いもの ②税金、振込手数料、公共料金等（電気、水道代等） ③事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品への支払

6 業務スケジュール

	久万高原町	商品券発行実施組織
4月	補助金交付決定 登録店舗募集	商品券・ポスター・チラシ・購入申請書等の作成
5月	町民への周知（券の販売）	販売窓口設置
6月～10月	町民への周知（売切れ、使用期限等）	商品券販売
6月～11月		換金処理期間
12月	精算事務	実行委員会開催 実績報告書提出（町へ）

7 商品券の販売

- (1) 商品券の販売にあたっては、原則対面販売とし、商品券購入者ごとの販売限度額内において販売する。
- (2) 販売窓口に関しては購入者の利便性を考慮し設置する。
- (3) 1人あたりの購入限度額は20,000円（4冊）とする。
- (4) 商品券購入者は、身分証明書を提示することとし、購入申請書に氏名、住所、連絡先等の必要事項を記入するものとする。
- (5) 上記項目について、不正があったと認められる場合は、商品券の返還を求め

るものとする。

8 取扱店の登録

(1) 資格要件

ア 久万高原町内に立地する店舗・事業所であること

イ 事業実施要領を遵守すること

(2) 登録申請期間

令和4年4月～商品券利用期間終了まで

(3) 負担等

登録料金、換金手数料負担なし

(4) 登録の方法は別に定める。

9 商品券の使用範囲

(1) 商品券は、本事業参加店として登録された店舗でのみ使用できる。

(2) つり銭の支払いは行わないものとする。

(3) 商品券は、払い戻し、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(4) 商品券は、交付された本人又はその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。

(5) 商品券の利用対象にならないもの

ア 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）

イ たばこ及び商品券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの

ウ 現金との換金、金融機関への預け入れ

エ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

オ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

10 取扱店の責務

(1) 取扱店は、商品券の受け取りの拒否及び商品券の交換、譲渡並びに売買を行ってはならず、実行委員会と適切な連携体制を構築し実施要領を遵守しなければならない。

(2) 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため券面の一部を破線に従い切り取るとともに、裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する。

(3) 商品券の偽造が疑われる場合や、不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否し、その際は速やかに実行委員会に報告をすること。

(4) 取扱店の代表者及び代表者と生計を一にする者が、自社の商品へ商品券を使用してはならない。

(4) 違反行為があった場合は登録を取り消すことがある。

11 商品券の換金手続き

(1) 換金期間 令和4年6月1日から令和4年11月21日

※最終振替は11月末日までに実施

※土日祝祭日を除く

(2) 取扱店は、使用済み商品券と別に定める「プレミアム付商品券換金請求書」を実行委員会の指定する窓口提出する。

(3) 支払方法は口座振替のみとし、実行委員会は、使用済み商品券及び換金請求書が提出された場合、指定した期日までに振替を行う。原則として、月3回(10日締め18日支払、20日締め28日支払、月末締め翌月8日支払)の振替を行う。締日が休日の場合、翌開庁日締めとする。

1.2 事業実施の広報

本事業に必要な広報について個別案内、広報紙、ホームページ、チラシ等適宜目的にあった方法で実施する。

1.3 その他

その他、必要な事項は実行委員会において定める。

附 則

この要領は、令和4年4月4日から施行する。

附 則 (令和4年4月21日)

この要領は、令和4年4月21日から施行する。